

東千歳デマンドバス有効期間の更新登録申請

1 経緯

令和4年10月より、東千歳地区において、道路運送法第78条（自家用有償旅客運送）の許可を受け、東千歳地区と千歳市街地を結ぶ「東千歳デマンドバス」を運行している。運行に当たり3年に1回（初回更新の場合は、2年に1回）、有効期間の更新登録申請を行う必要があることから、別紙申請書等について協議を行ったのち札幌運輸支局に提出する。

2 東千歳デマンドバスの運行概要

- ・運行種別 自家用有償旅客運送（道路運送法第78条）による事前予約制のデマンドバス
- ・運行主体 東千歳バス運行協議会
- ・運行区域 東千歳地区(協和、幌加、新川、東丘、中央、泉郷、根志越)
- ・運行方式 セミデマンド方式
- ・車 両 10人乗りハイエース（東千歳バス運行協議会所有）
- ・利用対象者 東千歳地区(協和、幌加、新川、東丘、中央、泉郷、根志越)における地域住民又は来訪者

3 申請書類

協議後以下の申請書類等を提出する。

※今回の協議では、下線部の書類のみ添付（個人情報等の記載があるものについては未添付）

- ・ 申請書
- ・ 様式第1号（欠格事由に該当しない旨を証する書類）
- ・ 様式第2号（地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類）
- ・ 参考様式第イ号（自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧）
- ・ 自動車検査証
- ・ 保険（共済）加入証書の写し
- ・ 登録証の原本

自家用有償旅客運送

□ 登録申請書

■ 更新登録申請書

札幌 運輸支局長 殿				申請年月日		年 月 日	
申請者等	住 所	〒 069 - 1181 千歳市東丘824番地の121				フリガナ	フジムラ ヒデツグ
	フリガナ	ヒガシチトセバスウンコウキョウギカイ				担当者氏名	藤村 秀嗣
	名 称	東千歳バス運行協議会				担当者所 属	東千歳バス運行協議会事務局
	フリガナ	コン ツトム				TEL/FAX	TEL 0123-21-3131 FAX 0123-20-3000
	代表者名	今 務				E-mail アドレス	tobushisho@city.chitose.lg.jp
登録年月日	令和4年 9月 16日		登録番号	北札公 第 4 号		種別	■ 交通空白地有償運送 □ 福祉有償運送
登 録 事 項 等							
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地				キロ程
		起点					km
			終点				
		主な経過地					km
			起点				
		終点					
主な経過地							
□ 別紙1のとおり							
運送の区域		千歳市東千歳地区(協和、幌加、新川、東丘、泉郷、根志越)					
事務所	名称	東千歳バス運行協議会		位置	千歳市東丘824番地の121		
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回 転 シート車 (軽)	セダン等 (軽)	バス
	所有	()	()	()	()	1	()
	持込	※	※	※	※	1	※
	軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。						
	□ 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)						
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅 客 の 範 囲					
	交通空白地有償運送	■ 東千歳地区(協和、幌加、新川、東丘、中央、泉郷、根志越)における地域住民又は来訪者					
	福祉有償運送 (□ 複数乗車を行う) (□ 観光客を含む) (□ 来訪者を含む)	□ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者					
		□ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者					
		□ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者					
		□ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者					
□ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者							
□ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)							
□ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
路線又は運送区域ごとの対価の額	協和、幌加、新川、東丘:大人600円 小人300円 学生300円 中央、泉郷、根志越:大人400円 小人200円 学生200円						
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称				住所		
	名称				住所		

北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

令和6 年 8月 日

住 所	千歳市東丘824番地の121
名 称	東千歳バス運行協議会
代表者名	会長 今 務

令和6年 8月 日

北海道運輸局 札幌 運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) 千歳市地域公共交通活性化協議会

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村) 千歳市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和6年 8月 27日(予定)

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

【名称】 東千歳バス運行協議会

【住所】 千歳市東丘824番地の121

【代表者の氏名】 今 務

5. 調った協議の内容

(1)路線又は運送の区域

千歳市東千歳地区(協和、幌加、新川、東丘、中央、泉郷、根志越)

(2)旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)

協和、幌加、新川、東丘:大人600円 小人300円 学生300円

中央、泉郷、根志越:大人400円 小人200円 学生200円

(3)運送しようとする旅客の範囲

千歳市東千歳地区(協和、幌加、新川、東丘、中央、泉郷、根志越)における地域住民又は来訪者

6. その他特記事項

令和6年 8月 日

千歳市地域公共交通活性化協議会

会長 品田 雅俊

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 東千歳バス運行協議会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	札幌 30C の 1000	10人	今 務	今 務	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録年月日及び登録番号

令和4年9月16日 北札交第4号

2. 登録の有効期限

令和4年10月1日から令和6年9月30日まで

3. 名称及び住所

東千歳バス運行協議会
千歳市東丘824番地の121

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 路線又は運送する区域

千歳市東千歳地区（協和、幌加、新川、東丘、中央、泉郷、根志越）

令和5年7月13日

北海道運輸局札幌運輸支局長 奥名 正宏

